

グループホームたけのこ
共用型デイサービス
短期利用サービス
利用の手引き
令和6年度5月改正版

(重要事項説明書)

重要事項説明書

作成日 令和6年5月1日

1. 事業の概要

法人名	有限会社 たけのこ
代表者名	代表取締役 加藤女久美
事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
名称	認知症対応型共同生活介護 グループホームたけのこ 認知症対応型通所介護 グループホームたけのこ
指定年月日	認知症対応型共同生活介護 平成15年6月1日 認知症対応型通所介護 平成19年6月1日
保険事業者指定番号	認知症対応型共同生活介護 2372001418 認知症対応型通所介護 2392000036
住所	愛知県豊橋市駒形町字退松85番地
電話・FAX番号	(電話) (0532) 45-6213 (FAX) (0532) 45-6214
交通の便	豊橋駅より大崎行き(トピー工業)駒形バス停まで20分 駒形バス停下車徒歩5分
法人の理念	いつまでも「普通」に暮らせるノーマライゼーションを基本とします。 1. 利用者の自己決定を大切にします 2. 利用者の自立支援を図ります 3. 利用者の個別性を大切にします 4. 身体拘束, 抑制はしません 5. 利用者の権利擁護を図ります 6. 家族との連携を大切にします 7. we must not let's them down. 8. ONE FOR ALL ALL FOR ONE 9. 小さなことから虐待の芽をつもう (仮)
事業所の運営方針	要介護者、要支援者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、努めるものとする。
他の介護保険事業	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 (3～11時間) 地域密着型通所介護 (3時間～8時間) 介護予防通所介護 (3時間～8時間)

2. ホーム概要

敷地概要（権利関係）	借地
建物概要（権利関係）	構造：木造平屋 延床面積：640.49 m ²
居室の概要	洋室8帖、各室トイレ・エアコン付 全室掃き出し、外庭に出られる構造（ベランダ方式）
共用施設の概要	台所、食堂、居間、洗面所（2ヶ所）、浴室、家事室、トイレ（1ヶ所） 近隣に所有田畑あり（野菜作りが出来ます） 陶芸工房併設（陶芸が楽しめます）
緊急対応方法	①救急医院、当番医院（休日急病診療所）
防犯防災設備 避難設備等の概要	火災報知器、消火器、誘導灯設置、スプリンクラー設置
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険株式会社

3. 職員体制

管理者氏名	加藤 女久美（認知症対応型通所介護共用型管理者兼務）						
職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内 容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人		1			介護支援専門員 介護福祉士 認知症ケア専門士	愛知県認知症研修基礎 過程修了 全国 GH 協会管理者研修 修了
計画作成担当者	3人		3			介護支援専門員1名 介護福祉士2名	愛知県認知症介護実践 者研修修了3名 愛知県認知症管理者研 修修了1名
介護従事者	18人	10	1	5	2	介護支援専門員1名 介護福祉士 7名 ホームヘルパー2級 2名 介護基礎研修1名	認知症実践者研修2名
看護師	1人				1	看護師1名	

4. 勤務体制

昼間の体制	A早出 7:00~16:00 B日勤 9:00~18:00 C遅番 10:00~19:00 C遅番 12:00~21:00 (11:00~20:00) 短時間 b勤 9:00~12:00 e勤 9:00~15:00 c勤 13:00~19:00 d勤務 15:00~18:00
夜間の体制	夜勤D1 21:00~翌7:00 夜勤D2 16:00~(21:00~7:00夜勤帯)~翌9:00

5. 定員

利用者数	1ユニット当たり定員 9人、(ユニット数:2ユニット) 総定員 18人 共用型通所サービス利用者 3人/日
------	--

6. サービスおよび利用料金等

指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護							
●介護保険の1割負担 要介護度別に応じて定められた金額の1割が自己負担となります。							
認知症共同生活介護費Ⅱ	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本単位(令和6年4月改訂)	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位	
医療連携体制加算Ⅰハ		37 単位	37 単位	37 単位	37 単位	37 単位	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位	
合計単位数	755 単位	796 単位	831 単位	855 単位	871 単位	888 単位	
合計単位数(月)×30日	22,650 単位	23,88 単位	24,930 単位	25,650 単位	26,130 単位	26,640 単位	
口腔衛生管理体制加算	30 単位	30 単位	30 単位	30 単位	30 単位	30 単位	
合計単位数	22,680 単位	23,910 単位	24,960 単位	25,680 単位	26,160 単位	26,640 単位	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)上記計単位×0.178	4,037 単位	4,256 単位	4,443 単位	4,571 単位	4,656 単位	4,747 単位	
合計単位数	26,717 単位	28,166 単位	29,403 単位	30,251 単位	30,816 単位	31,417 単位	
1割自己負担額(月)	27,091 円	28,560 円	29,815 円	30,675 円	31,248 円	31,857 円	
●初期加算 入居後30日に限り、30単位×日数×10.14 ●豊橋地域1単位 10.14円 ●若年認知症受け入れ加算(64歳以下) 120単位×日数×10.14 ●口腔衛生管理体制加算 30単位/月 ●入院時費用 246単位(月6日限度) ●新興感染症等施設療養費 240単位(1日につき)※現時点において指定されている感染症はない。							
室料	1,425 円/日	42,750 円/月(30日)					
食材料費	1,210 円/日	朝食 303 円 昼食 403 円 夕食 403 円 おやつ 101 円 36,300 円/月(30日)					
水道光熱費	586 円/日	17,580 円/月(30日)					
日常生活品費	21 円/日	630 円/月(30日)					
教養娯楽費	81 円/日	2,430 円/月(30日) 気功教室、習字教室、歌の会、リハビリ教室講師代 陶芸教室等(材料代実費)					
保険外合計	3,323 円/日	99,690 円/月(30日)					
グループホーム入居敷金 入居時 20万円(退居時現状回復費用を引き返却します)							
利用者負担額	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
① +②(30日)合計費用(1割負担の方)	126,781 円	128,250 円	129,505 円	130,365 円	130,938 円	131,547 円	

介護保険内の費用①

介護保険外の利用料②

② その他の費用		医療費実費 おむつ代実費					
○認知症通所介護・介護予防認知症通所介護(共用型)							
提供時間数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6時間以上 7時間未満	424単位	447単位	457単位	472単位	484単位	506単位	522単位
7時間以上 8時間未満	484単位	513単位	523単位	542単位	560単位	578単位	598単位
8時間以上 9時間未満	500単位	529単位	540単位	559単位	578単位	597単位	618単位
<ul style="list-style-type: none"> ●入浴加算(Ⅰ) 入浴した場合には、 $40 \text{ 単位} \times 1.017 \text{ 円}$ ●サービス提供体制強化加算 なし ●若年認知症受け入れ加算(64歳以下) 1日60単位が加算されます。 ●介護職員等処遇改善加算Ⅱ 月合計単位数$\times 0.174$ ●豊橋地域1単位 10.17円 合計単位数に10.17をかけた1~2割負担 ●保険給付外の費用 							
朝食 303円 昼食 403円 夕食 403円 おやつ代 101円							
日常生活費円 10円							
教養娯楽費 実費							

7. グループホーム入居条件

①要介護認定で要介護1~5。医師による認知症の診断があった方が利用できます。
③ 要支援2の方で、医師による認知症の診断があった方も利用ができます。
④ 著しい行動障害により、自傷他害のおそれがある方の入居については専門医と協議します。
④感染症については、協力医療機関と相談協議のうえ、ご入居について検討いたします。

7-2. 共用型デイサービス利用条件

①要介護認定で、要支援1~要介護5までの認定を受けた方。
②医師による認知症の診断があった方が利用できます。
③著しい行動障害により、自傷他害のおそれがある方の利用については専門医と協議して検討をいたします。
④感染症については、協力医療機関と相談協議のうえ、ご利用について検討いたします。

7-3. 短期利用条件 グループホームと同様 空部屋を利用30日以内。

介護支援専門員の計画に基づき利用する。

○短期利用(空床利用)						
介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	779単位	781単位	817単位	841単位	858単位	874単位
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	37単位	37単位	37単位	37単位	37単位	37単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位
合計単位数	882単位	824単位	860単位	884単位	901単位	917単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 上記単位 $\times 0.178$	146単位	147単位	153単位	157単位	160単位	163単位
	968単位	971単位	1013単位	1041単位	1061単位	1,080単位
●介護保険外の費用						
室料	1,425円/日		42,750円/月(30日)			
食材料費	1,210円/日		36,300円/月(30日)			
水道高熱費	586円/日		17,580円/月(30日)			
日常生活品費円	102円/日		3,060円/月(30日)			
おむつ代	実費					

医療費	実費	
-----	----	--

8. 退去・利用中止条件

- ①自立、又は要支援1と認定された場合。
 - ②入院により1ヶ月を超えて再入居の見込みがないと判断された場合。ただし、入居者の状態、入居者ならびにご家族の要望に応じて協議の上検討をいたします。
 - ③著しい行動障害や精神症状により自傷他害の状態があり共同生活が困難と判断された場合。
 - ④法定伝染病に感染をした場合。
 - ⑤ホーム及び医療連携体制では対応できない医療ニーズが発生した場合。(例 経管栄養、胃ろう、ストマ、在宅酸素療法、インシュリン注射等について協力医療機関と相談協議のうえ検討をいたします)
- ※ デイサービスは、要支援1でも利用ができます。

9. 利用にあたっての留意事項

- ※面会、外泊、外出について
 - ・面会時間は自由となっていますスタッフに声を掛けて下さい。
 - ・外泊、外出に付いてはスタッフにお申し付け下さい。
 - ・外泊、外出時に提供されなかった食事代については精算してご返却を致します。
- ※ご家族の皆様が宿泊したい場合にはご自由にお泊り下さい。
 - ・ご家族様分の光熱水費、食費は実費頂きます
- ※通院等必要な場合はご家族へ連絡の上、相談対応させていただきます。
- ※日課について
 - ・特に決まりはありません。利用される方の“選択”と“自己決定”が優先されます。
- ※グループホーム入居の場合の持ち込み家具等について
 - ・できるだけ在宅で居宅における生活と変わらない暮らしを送っていただくためになじみの家具や仏壇、趣味の品(絵や習字、生け花や茶道具など)ものなどを持ち込んでいただくようお願い致します。
- ※デイサービス利用者は、入浴をする場合には、タオルと着替えをご用意ください。
- ※小動物との生活について
 - ・ペットを持ち込むことはできません。又は相談により検討をいたします。
- ※嗜好品について
 - ・喫煙は、決められた場所で可能です。(火災予防のための約束を守っていただくようお願いいたします)
 - ・飲酒は、健康上の配慮から医師および家族の許す範囲で可能です。(飲酒により健康を害したり、転んだりすることなどの配慮をさせていただきます)

10. 協力医療機関

協力医療機関名	<ul style="list-style-type: none"> ① 松岡医院 (訪問看護・訪問診療) ② 田中医院 (内科) ③ クリニックいちょう (内科・外科) ④ 有賀歯科医院 (歯科) 	【主治医に連絡する基準】 ホームで判断ができない状態が発生したとき。 転倒により頭部を打撲したとき。 38度以上の熱発 夜間救急搬送の判断の有無
他の診療機関	眼科 菊池眼科 整形 弥生病院整形外科 外科 クリニックいちょう 皮膚科 横山皮膚科 救急 豊橋市民病院または豊橋医療センター	
協力施設	① 特別養護老人ホーム作楽荘	

11. 医療連携体制と看取りの指針について

医療連携体制	看護師 非常勤1名（日常的な健康管理と24時間連絡体制） 松岡医院と契約（1回/週の定期的な健康管理） クリニックいちょう（在宅支援診療所）看取り期に
看取りの指針 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を行う	<p>重度化した場合における対応に関する指針について</p> <p>①急性期における医師や医療機関との連携体制 協力医療機関と急性期の連絡体制を定め、その指示により適切な対応をとることを契約により定めている。</p> <p>②入院期間中における居住費や食費の取り扱い 退去条件として、入院により1ヶ月を超えて再入居の見込みがないと判断された場合。ただし、入居者の状態、入居者ならびにご家族の要望に応じて協議の上検討をずるとしている。この期間については、居室を維持・管理しておくための費用として室料を日数に応じて負担していただきます。</p> <p>③1ヶ月を超えて入院をした場合の取り扱い 1ヶ月を超えて入院等をされることとなった場合については、本人及びご家族の希望に応じ協議により居室を確保しておく期間等を検討する。この場合に、緊急のショートステイに居室を一時利用することに協力をお願いする場合があります。</p> <p>④医師により終末期と診断された場合については、協力医療機関、ご家族と協議のうえ、ホームの体制で看取りが可能な範囲で対応を検討いたします。</p> <p>⑤上記内容の別紙「事前指定書」を交わす。</p>

12. 苦情相談機関

ホーム苦情相談係	苦情受付担当：萩原久美子	苦情解決責任者：加藤 女久美
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	東三河広域連合介護保険課 0532-26-8470	愛知県保連苦情窓口 052-954-6287

13. 問い合わせ及び見学に対応できます。(対応時間 9:00~18:00)
14. 介護記録は毎月利用者家族に報告をいたします。(契約者主介護者以外には開示いたしません)
15. 運営推進会議を2ヶ月に1回開催致します。(家族の参加を積極的に求めています)
16. 毎年度の事業計画を閲覧することができます。
17. 個人情報の保護に関する方針を別に定め掲示します。
18. 事業所全体のサービス内容を検討するため、月1回以上リーダー会議を行っています。
19. 身体拘束の適正化のための対策を検討する会議を2か月に1回運営推進会議と併せて開催し、身体拘束ゼロに向けた研修を行います。
20. 高齢者虐待防止のため、虐待防止担当者を管理者が担当、虐待防止のための検討員会を2か月に1回運営推進会議と併せて開催し、虐待防止のための指針を定め、虐待防止研修を行います。
21. 職場におけるハラスメント防止のため、管理者が方針を定め、ハラスメント防止の検討員会を2か月に1回運営推進会議と併せて開催し、ハラスメント防止の研修を行います。
22. 感染症の予防及びびまん防止のための対策を検討する委員会(感染症対策委員会)を定期的に開催し、感染症の集団発生を防止します。感染症防止の研修を年2回行います。感染症発生時シミュレーション訓練も行います。
23. 緊急時の対応 利用者に病状の急変が生じた場合、その必要な場合には、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従います。また、必要な場合には、利用者及び保護者が指定する者に対し、緊急に

連絡します。

24. 事故発生時の対応

(1)利用者中に、事故が発生した場合は、すみやかに東三河広域連合、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥、無断離設などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、対策を講じます。

(3)利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し利用者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

25. 非常災害対策のため、防火管理者を定め、消防計画、避難計画を定め、防災訓練を年2回行い、シミュレーション訓練も行います。

26. 業務継続計画を作成し、年1回見直します。

27. 業務継続計画を作成、年1回見直します。

28. 第三者評価の実施状況

認知症対応型共同生活介護	有
実施年月日	令和3年12月4日
評価機関名称	株式会社 中部評価センター
評価結果の開示状況	WAM ネット
認知症対応型通所介護（共用型）	無

私は、本書面に基づいて重要事項を確認し、同意いたします。

令和 年 月 日

契約者氏名

(利用者) 住所

氏名

上記利用者本人に代わり、代理人として契約をいたします。

(利用者代理人) 住所

氏名

(事業所) 住所

豊橋市駒形町字退松 85 番地

事業所名

有限会社 たけのこ

代表者名

代表取締役 加藤女久美